品質方式

品質方式 その一 ～被害の発生から共済金支払いまでの流れ～

品質方式 その二 ～一筆方式と品質方式の補償の最高額～

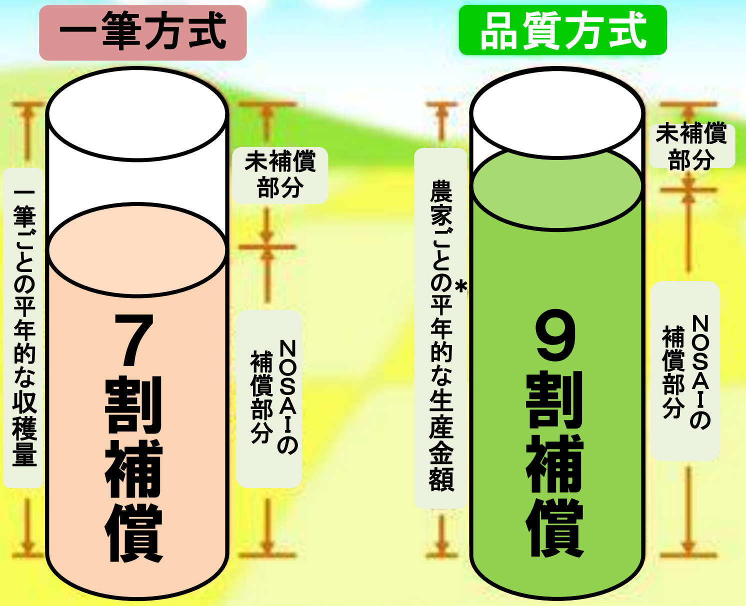

※平年的な生産金額とは、過去の平年的な収穫量と出荷等級比率により算定した金額です。

済子さん。左の図を見比べて、何が違うか解るかな？

あっ、分かった！補償する割合が違うんでしょう。

正解。じゃぁ今度は共太さん。済子さんが答えた他に気づいた所は？

う～ん。もしかして、2つの方式では補償する対象が違うんじゃないかな？例えば、収穫量やお金とか。

そのとおり！共太さん、いい所に気がついたね。実はその一筆方式では、ほ場一筆ごとの「収穫量」を補償しているのに対して、品質方式では農家ごとの「生産金額」を補償しているんだよ。

品質方式 その三 ～一筆方式と品質方式の損害のとらえ方～

一筆方式

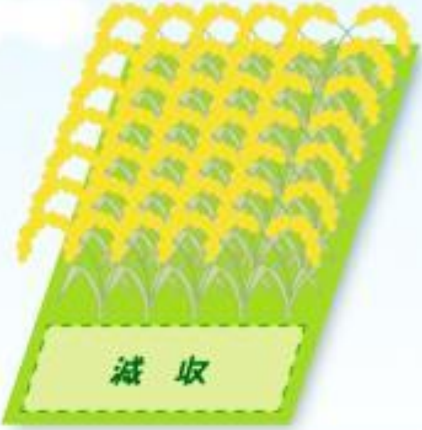

災害により2割以上の収穫量の減収が発生

一筆（ほ場）単位で損害をとらえます

品質方式

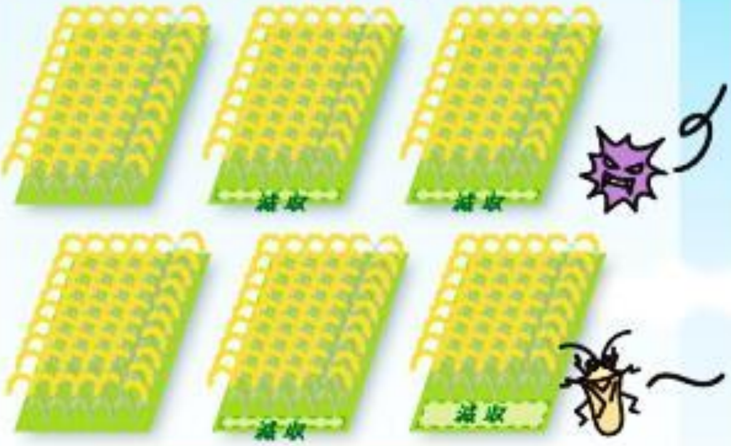

災害により1割以上の生産金額の減収が発生

農家単位で損害をとらえます

ここまでの説明だと品質方式のメリットしか見えてこないな。本当はデメリットの部分もあるんじゃないの？

加入方式ごとのメリットやデメリットは、災害の発生態様や耕地の数、面積などに違いがあるため一概には言えませんが、おおよそ次の傾向があります。

① 病害虫や土砂流入など局所的に発生する災害では、一筆単位ごとに補償する一筆方式では支払われても、農家単位で評価する品質方式では支払対象にならない場合があること。

② 冷害や台風、干害など広域的に発生する災害では、一筆方式よりも品質方式の方が補償の水準が高いため、共済金の支払いが多くなる傾向があること。

それぞれの方式の特徴を理解しておくことが大事だね。

品質方式に関するお問い合わせ 下越農業共済組合 農産課 0254−33−3903（直）